

令和3年9月1日

保護者 様

上三川町教育委員会

## 児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について

保護者の皆様におかれましては、日頃より感染症対策にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、8月30日付「夏季休業後の授業開始に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」の文書では、学級閉鎖等について、学級内などで感染が広がっている可能性があると思われる場合に行うと、お伝えしたところですが、その基準について、文部科学省のガイドラインをもとに、次のとおり対応を考えていますので、ご理解願います。

### 記

#### 1 学級閉鎖等の基準について

##### (1) 学級閉鎖

- ① 同一学級内で複数の児童生徒の感染が判明した場合
- ② 感染者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する児童生徒が複数いる場合
- ③ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者がいる場合
- ④ その他、学校と教育委員会が必要と判断した場合

##### (2) 学年閉鎖

- ⑤ 複数の学級を閉鎖することになった場合

##### (3) 学校全体の臨時休業

- ⑥ 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

#### 2 学級閉鎖等の期間について

5日から7日程度を目安

#### 3 学童保育等の利用について

学級閉鎖等となった場合、該当する学級の在籍児童は感染拡大防止のため、期間中の学童保育や放課後子ども教室を利用することができませんので、ご協力願います。

#### 4 その他

感染の把握状況、感染拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえながら判断するため、上記のとおりとならない場合もあることをご理解ください。